

身体障害者旅客運賃割引規則の一部改正（2026年2月27日九州旅客鉄道株式会社公告第14号）

身体障害者旅客運賃割引規則（1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第5号）の一部を次のように改正し、2026年3月14日から施行します。

現 行	改 正
<p data-bbox="591 272 667 304">(前略)</p> <p data-bbox="159 363 286 395">(取扱区間)</p> <p data-bbox="143 411 1097 491">第5条 身体障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="174 507 1097 639">(1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互<u>区</u>間とする。ただし、身体障害者が普通乗車券によつて単独で乗車船する場合は、<u>片道</u>の営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。</p> <p data-bbox="577 691 680 722">(以下略)</p>	<p data-bbox="1585 272 1662 304">(前略)</p> <p data-bbox="1153 363 1281 395">(取扱区間)</p> <p data-bbox="1137 411 2092 491">第5条 身体障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="1169 507 2092 639">(1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互間とする。ただし、身体障害者が普通乗車券によつて単独で乗車船する場合は、営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。</p> <p data-bbox="1572 691 1675 722">(以下略)</p>